慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	春秋時代の賂について
Sub Title	On the mores of "lu" (賂) in the Spring and Autumn period in China
Author	齋藤, 道子(Saito, Michiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	2015
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.85, No.1/2/3 (2015. 7) ,p.1(1)- 25(25)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	文学部創設125年記念号(第2分冊) 論文 東洋史
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20150700-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

春秋時代の賂について

齋藤道子

一　問題の所在

中国の春秋時代に、自らの要求や要望を聞き入れてもらうことを期待して、相手に物品を贈る「賂」という行為[1]が行なわれていたことは周知のことである。この賂については、小倉芳彦氏に『左伝』を対象として論じられた「『左伝』における賂について」「中国古代の質―その機能の変化を中心として―」の二編の論文がある。

小倉氏の問題意識は、「『左伝』における賂について」[2]では、『左伝』中に「賂」したことを記す記事とそれに対する批判的評価が併存している状況から『左伝』の形成過程に、「中国古代の質―その機能の変化を中心として―」[3]では、「賂」「盟」とともに三者が一群となって春秋時代の国際政治の面で機能した「質」について、同じ「質」字で表現されたその内容が春秋から戦国・漢へと大きく距たっていく背景が政治的状況の差によるのか、あるいはより根本的な社会史的差異が存在するのか、の解明にそれぞれ向けられている[4]。したがって特に賂という行為そのものの解明が氏の問題意識の中心となっているわけではないとは言え、春秋時代の賂を考える際の導きとすべき研究である。

私は以前拙稿「祖先と時間―宗廟・祭器に込められた春秋時代の時間観念―」[5]において、宗廟祭器の賂について考察したことがある。しかし、それは賂という社会システムを全体として視野に入れたものではなかった。本稿は、先の拙稿の考察をも踏まえ、さらに小倉氏の研究に導かれつつ、春秋時代の外交、さらには個人間においても不断に行われ、多くの場合それによって「贈る側の

意図の実現」という機能を果たしていたこの「賂」という行為が、なぜこの時代に有効に機能できたのかという問題を、贈る側と受け取る側の心理、さらにそこで贈られている「もの」を含めたシステムとして改めて考えようとするものである。

二　「賂」の考察の前提として

賂とは先にも述べた如く、相手に物を与える行為である。つまり「贈与」行為である。

贈与、すなわち目に見える「もの」のやり取りが、目に見えない絆と重なる形で人と人との関係の媒介として機能してきたことをヨーロッパ史を舞台に指摘されたのは阿部謹也氏であった(6)。氏は特に、ヨーロッパの十一世紀以前の社会ではもののやり取りが行なわれる時、そこには人と人との密接な関係が発生せざるを得なかったとされる(7)。社会の結合原理としての贈与のこうした機能は、加藤哲実氏も「いかなる社会においても、この互酬性を伴う贈与慣行が、人間関係、すなわち個人的ならびに共同体的諸関係の確立に貢献する重要な行為として存在し、社会関係を律するひとつの重要な原理として生きてきた(8)」と述べておられるとおり、特定の地域に限らず人類の歴史上普遍的な行為であった。

さらに、このように単に人と人、集団と集団とを結びつけるだけでなく、贈与という行為が持つ性格として、任意の行為のように見えながら実は贈与は義務であり、同時にそれに対して返礼が伴う、つまり強制性を伴うことを指摘したのはモースであった(9)。また佐原康夫氏は、中国史の立場から、見返りを求めない贈与の形式の「施与」を受けた者は心理的負債としての恩義の感情を持ち、したがって気前の良い贈与によって最も多くの心理的負債者を獲得したものが最も有力な人間であり、『史記』貨殖列伝に見られる施与の徳とはこうした互酬性の世界における社会的威信の論理であった、と述べておられる(10)。贈与慣行において、特に受け取った方に「お返し」という心理的強制が働くことは、現代の我々を顧みてもうなずけることであるが、歴史的にも賂を含めた贈与慣行を考える際には留意すべき点であろう。

さらに賂を含めた贈与に関して注目すべき指摘は、賄賂との関連である。これについて加藤氏は「贈与は、贈与としてその社会の中で機能している限りは、承認され、称賛される慣行であった。…しかしそれは、その本性上、賄賂に容易に転化し得るものであった。」と述べておら

れる。[11] 贈与行為が、贈られた側に「お返し」という心理的強制を伴うものであることを考えれば、贈与と現代の我々の社会で否定的価値を持つ「賄賂」との境界が極めて曖昧・微妙なものになることは自然なことであろう。

さて今改めて振り返ってみれば、本稿で問題としている春秋時代の「賂」とは、『左伝』に見る限り何か要求・希望があっての贈与であることからして、[12] まさに今日の我々の概念からすれば「賄賂」そのものとさえ見える。

こうした諸点に及ぶ前提を確認したうえで、春秋時代の「賂」が、ほとんどの場合贈る側の意図を成就たらしめたそのシステムと、それを支えた当時の人々の観念の考察へと進みたい。なお本稿での「賂」の検討は、史料としては『左伝』を中心に行ないたい。[13] 従って以下「〇公〇年」と出典を表記する場合は、『左伝』からの引用である。さらに『左伝』中には「賂」と類似した行為とも思われる「賄」あるいは「貨」を贈る行為も散見するが、本稿では「賂」と表記されている行為のみを考察の対象とする。

三　「賂」の考察（1）―具体的事例の考察―

『左伝』中には「賂」が動詞もしくは目的語として使われている事例は五九例見られるが、[14] このうち贈与された「もの」が分かる例は二二例である。[15] この贈られた「もの」を含め、贈り手、受け手、賂が行なわれる目的（要望の内容）、その結果、の五つの要素について一覧表に整理した。本節では、この表をもとにしながら、まず各事例を、贈られる「もの」を基準にしながら概観しよう。

「賂」として贈られる「もの」について、小倉芳彦氏は、最も重いものが宗廟の祭器、次が玉璧・幣錦・馬、さらに後期には田土も見られるとされ、さらに楽師・女楽・工人も賂として贈られており、これらの人間は公室の隷属的身分者であったろうとされている。[16] 確かに表を見る限り、贈与された「もの」は小倉氏が指摘されたとおりであり、それ以外ではわずかに「卿の身分」と「当事者の娘」の例があるだけである。[17]

まず「宗廟の祭器」が贈られている場合である。この事例は、1[18]（桓公二年・前七一〇年）の「郜の大鼎」、6（成公二年・前五八九年）の「紀の甗と玉磬」、8

表：『左伝』に見える賂（贈られた物品が分かるもの）

事例番号	『左伝』の記事	贈り手	受け手	物品	理由・意図	結果
1	桓公2年（前710）	督（宋の華父督）	公（魯の桓公）	郜の大鼎	自らが即位させた荘公と自らが相となることの承認	実現
2	僖公9年（前651）	夷吾（晋）	秦（穆公）	黄河西岸（河外）の5城と河内の城（賂としての城に関して一部僖公15年によって補足）	晋への帰国の援助	実現
3	僖公28年（前632）	宋	斉・秦	土地	包囲を解くよう楚に仲介	両国の仲介を楚が断るよう晋が画策し、計画せず通り実現せず
4	僖公30年（前630）	衛侯（成公）	周歂・冶廑（衛の2大夫）	卿の身分	自分の衛への帰国への援助	実現
5	宣公元年（前608）	季文子（魯の大夫）	斉	濟西の田	宣公の即位の承認	実現
6	成公2年（前589）	斉侯（頃公）	晋人（大夫の郤克）	紀の甗と玉磬、土地	降伏一歩手前での攻撃の中止	実現
7	成公2年（前589）	孟孫（魯の孟献子）	楚	執斲・執鍼・織紝各100人と質として公衡	攻撃の中止	実現
8	成公10年（前581）	鄭子罕	晋侯	襄鐘	攻撃の中止と晋に抑留中の公の帰国	実現
9	襄公2年（前571）	莱人	夙沙衛（斉の霊公の幸臣）	馬牛各100頭	攻撃中止を霊公に進言	実現
10	襄公11年（前562）	鄭人	晋侯（悼公）	楽師3人、広車と軥車各30台、武装完備の兵車100乗、歌鐘2列、鎛と磬、女楽16人	攻撃の中止と和議	実現
11	襄公15年（前558）	鄭人	宋	馬160頭と楽師2名	反乱者の残党4名の引き渡し	3名引渡し
12	襄公23年（前550）	宣子（晋の范宣子）	魏舒（晋の魏献子）	曲沃（欒氏の邑）	欒氏の乱への加担をやめさせ、味方への取り込み	実現
13	襄公25年（前548）	斉人	晋侯（平公）	荘公を殺し、男女の俘虜を差し出し、晋の平公には賂として宗器と楽器。六正以下の長にまで賂。	攻撃の中止と和議	実現
14	襄公25年（前548）	陳侯（哀公）	子展と子産（鄭）	二人に宗器を賂。陳侯自身免し、社を擁し、男女の衆を朝に待機させる。	降伏を認める	実現
15	襄公30年（前543）	子産（鄭）	伯石（鄭）	邑	自らの政への協力	実現
16	昭 公7年（前535）	燕人	斉侯	3種の玉器を賂とし、燕姫を斉侯に嫁がせる	攻撃の中止と公の承認	実現

17	昭公14年（前528）	公子鐸（莒）	斉隰党、公子鉏	田	斉に亡命していた公子を戻し公とすることの承認	実現
18	昭公14年（前528）	雍子（晋）	叔魚（晋）	雍子の娘	有利な判定	実現
19	昭公16年（前526）	徐子	斉侯（景公）	古国である甲父の大鼎	攻撃の中止	実現
20	昭公28年（前514）	梗陽人	魏子（晋の魏献子）	女楽	有利な判定	これう諫やがけるれてをとめる魏子受すらめる
21	哀公2年（前493）	邾人	魯	漷と沂の土	攻撃の中止	実現
22	哀公27年（前468）	鄭人	鄟魁堨（晋の士）	卿の身分	投降	断られ、失敗

＊贈り手と受け手は、『左伝』の表記のままを原則としている。カッコ内は補足説明。

（成公十年・前五八一年）の「襄鐘」、13（襄公二五年・前五四八年）の「斉の宗器[19]」、14（襄公二五年・前五四八年）の「陳の宗器」、19（昭公一六年・前五二六年）の「甲父の大鼎」と六例見られ、二十二事例の贈られた「もの」の中では最も数が多い。このうち、8・13・14の三例は自国の祭器であるが、1・6・19は以下のとおり贈った国のものではなく他国の宗器である。すなわち、郜は春秋時代より前に宋に滅ぼされた姫姓の国[20]、紀は荘公四年に斉に滅ぼされた姜姓の国[21]、さらに甲父は今の山東省にあった国であるが、姓やその滅亡に関しては不明である[22]。

このように自国・他国の差はあるものの、宗廟の祭器（宗器）が賂となる場合の目的は何であろうか。

自国の祭器を贈った場合をまず見よう。8は晋に成公が拘留された鄭が、公の帰国を図るため、策を講じて晋を出兵に導き、そこで出兵してきた晋に賂を贈って和議を結び、さらに拘留していた成公を帰国させたのである。その時の賂は襄公廟の鐘であった（成公十年）。すなわちこの賂は、晋と和議を結び、さらに成公の帰国を実現させることを目的とするものであった。さらに13は朝歌の戦いの報復として諸侯の軍とともに斉に進攻した晋に対し、斉が荘公を殺し、加えて「男女以て班ち、晋侯に賂するに宗器・楽器を以てし、六正・五吏・三十帥・三軍の大夫・百官の正長・師旅より処守の者に及ぶまで皆賂有り。」（襄公二五年）とあるように、晋侯に宗器と楽器とを賂とした。この斉の行動を、楊伯峻は、同年の陳

（事例14）や哀公元年の蔡の降伏の場面と同じく男女を俘虜として分けて差し出していることから、これも同じく降伏儀礼であると指摘している[23]。また同年条の14は、鄭に攻められた陳が降伏を認めてもらうために「陳侯司馬桓子をして賂するに宗器を以てせしむ。陳侯免して社を擁し、其の衆の男女をして別ちて累ぎ、以て朝に待たしむ。」（襄公二五年）とあるように、宗器を賂とし、さらに陳侯自身が喪服を着て社を抱き、男女の衆を捕虜として差し出したのである。

他国の宗器を賂とした事例では、1は、時の殤公に対する民の恨みに乗じて、華父督が殤公と司馬孔父嘉を殺し、鄭から荘公を戻して即位させ、さらに「郜の大鼎を以て公に賂し、斉、陳、鄭皆賂を有し、故に遂に宋公に相たり。」（桓公二年）と、荘公が公位につくことと自分が相となることを認めてもらうための賂である。さらに6は案の戦いで晋率いる諸侯軍に敗れた斉が「斉侯、賓媚人をして賂するに紀の甗、玉磬と地とを以てせしむ。」（成公二年）と侵攻の中止を求めた場合である。この時の斉が降伏の一歩手前であったことは、斉侯の「不可ならば、則ち客の為す所に聴かん。（賂を受け取ってもらえなければ、晋の言うがままにするしかない）」という言葉からうかがうことができる。19は斉に侵攻された徐が「徐子及び郯人、莒人、斉侯に会し、蒲隧に盟し、賂するに甲父の鼎を以てす。」（昭公一六年）とあるように賂によって攻撃の中止を求めたのである。

以上六つの宗廟の祭器を賂とした事例では、いずれも国が侵攻を受けて危機的な状況にあるという点では共通である。ただ先の三例、すなわち自国の宗器を賂としている場合は、14の陳、さらに楊伯峻の注に従えば13の斉はまさに降伏している場面であり、また8の鄭の場合は成公を晋から帰国させる、すなわち鄭に君がいないという国にとってはまさに異常な状態の場合である[24]。すなわち同じ侵攻を受けていても、他国の宗器を賂としている他の三例にくらべて、国の存亡という点でより緊急度・緊迫度が高いといえるのではなかろうか。結果は六例すべて贈り手側のねらいが実現している[25]。

さらに宗廟の祭器に近いものが贈られているのが事例16の昭公七年（前五三五年）の場合である。ここでは斉が自国に出奔してきている簡公を戻そうとして燕に出兵し、それに対して燕が「先君の敝器もて以て謝罪せんことを請ふ」と斉に申し出、盟がなった後、「燕人燕姫を帰（とつ）がせ、賂するに瑤甕、玉櫝、畀耳を以てす」（昭公七

年）と、燕姫を斉侯に嫁がせ、瑶甕、玉櫝、畀耳の先君の敝器を賂としたのである。ここで言う「先君の敝器」は宗廟の祭器ではないものの、先君という祖先由来のものという点では宗廟の祭器に近いものと考えることができよう。燕がこれを贈ったことにより、斉は簡公を戻すことをやめたが、燕はこの時点ですでに「燕に君有り。民は貳せず」（昭公六年）とあるように、ここで簡公が戻ると国が混乱する状況であった。従ってこれは賂を贈ることによってすでに即位している公を斉に認めさせたものと考えられる。

表において宗器に次いで数が多いのは「田土」の五例である。まず3（僖公二八年・前六三二年）では、楚に包囲された宋に救援を求められた晋では、楚に対抗するため秦と斉を味方に引き込むべく策を練った。まず宋にこの秦・斉二国に土地を賂として贈り、この二国から楚に宋の包囲を解くよう言ってもらう。その一方、晋はこの二国のとりなしを楚が拒否するよう策をめぐらし、結果として楚対晋・宋・秦・斉の城濮の戦いが始まることになった。その一連の晋による筋書き「宋をして我を舎て斉、秦に賂して之に籍りて楚に告げしめよ」（僖公二八年）に従い、宋が斉・秦に賂を贈ったのである。贈った賂の内容は上記の文からは明らかでないものの、この後で晋が曹と衛から奪った土地を宋に与えていることに対し、楊伯峻が「曹、衛の田を以て宋人に賜ふは、一は則ち楚を怒らしむ所以にして、一は則ち宋の斉、秦に与ふるところの賄賂を補償する所以なり」と、この処置は斉・秦への賂の補償であったと解していることからして、土地と考えることが許されるであろう。すなわちここでの賂の目的は、直接的には宋の包囲解除を斉・秦から楚に言ってもらうことであるが、実は国の滅亡につながる道を断とうとするものである。5（宣公元年・前六〇八年）は魯の宣公の即位を認めてもらうべく、大夫の季文子が斉の恵公に賂を贈ったのであり、それが土地であったことは「六月、斉人濟西の田を取るは、公を立つる為の故に、以て斉に賂するなり。」（宣公元年）から明らかである。すなわちこの場合の賂は、新たに即位する公を外交的に認めてもらうことである。17（昭公一四年・前五二八年）は公が斉に出奔した莒が、「公子鐸、庚輿を斉より逆へ、斉の隰党、公子鉏之を送り、賂田有り。」（昭公一四年）と、公子庚輿を斉から迎え、それに対して斉に賂として田を与えたのである。これは亡命中の公子を自国に戻してもらい、公とすることを斉に認めても

らうための賂であろう。21（哀公二年・前四九三年）は「二年春、邾を伐ち将に絞を伐たんとす。邾人其の土を愛し、故に賂するに漷、沂の田を以てし、盟を受く。」（哀公二年）と、魯が侵攻して自国の絞邑が攻められようとしたため、邾は漷、沂の田を賂として差し出し盟を求めたのである。この四例の賂は、その目的として他国の包囲・侵攻をとめてもらう、あるいは自国の君を対外的に認めてもらうための賂である。そして結果は四例とも成功している[26]。また田土が単独に賂とされているのではないが、6では先に見たように、斉が晋に玉器と併せて田土を贈っていた。ただこの場合は、この土地は楊伯峻が「土地は是れ魯、衛両国に帰還する者なり」と解するようにこの両国から奪った土地で、両国に返還しようとするものであり、賂としての比重は軽いものと考えてよいであろう。

田土に近い「もの」として、「邑」が贈られた場合が三例ある[27]。まず一例目の2（僖公九年・前六五一年）は、晋の公子夷吾が晋への帰国の援助を求めて、自分が現在滞在している秦の穆公へ賂を贈ったものである。その「もの」が邑（城）であったことは「秦伯に賂するに、河外は列城五の、東は虢略に盡き、南は華山に及ぶまで、内は解梁城に及ぶを以てするも、既にして与へず。」（僖公一五年）から明らかである[28]。しかしここに見えるように、結局夷吾は秦の援助を受けて晋に帰国して即位する（賂の目的は達している）も、この賂の約束は履行していない。二例目は12（襄公二三年・前五五〇年）である。これは晋の大夫間の賂の授受である。晋の世族欒氏の乱のとき、欒氏側についていた魏献子（舒）に対して、范宣子が「諸を階に逆へ、其の手を執り、之に賂するに曲沃を以てす」（襄公二三年）とあるように、欒氏の邑であった曲沃を賂として与えることを申し出たのである。この賂が効を奏してか、魏献子（舒）は欒氏から離れ、欒氏の乱は鎮圧された。さらに三件目の15（襄公三十年・前五四三年）は同じく同国内の大夫間での賂のやり取りである。鄭の子産は執政となり、「事伯石に有りて、賂して之に邑を与ふ。」（襄公三十年）と、伯石（公孫段）に邑を与えた。子大叔（游吉）がこれをとがめたのに対し、子産は「欲無きは実に難し。皆其の欲を得んと以て其の事に従ひ、其の成るを要む。」（同年）と答えている。すなわちこの賂は、大族である伯石に邑を与えて欲を満たし、政務をさせるための賂であった。『左伝』同年の記載によれば、この後伯石は一旦この邑を返却し

ようとしたが、結局は受けた。子産は伯石に邑を賂として与えたことで、自らの政務への協力を取り付けたのである。

以上、邑を賂とした場合の目的は、自分が他の公子よりも早く帰国することで晋侯の位に就こうと帰国の援助を願う（2の場合）、大夫間の争いで自らの側に引き込もうとする（12の場合）、さらに利益を与えることで自らの政に協力させようとする意図（15の場合）である。

さらに楽師が贈られた場合が10と11の二例見られる。そしてこの場合は両者とも、楽師は他の物品とともに贈られている。まず10（襄公十一年・前五六二年）では楚に従った鄭が晋に率いられた諸侯軍の攻撃を受け、鄭はあわてて楚と手を切り、晋に和議を求め、盟を請うた。和議が成ってから、鄭は晋の悼公に「鄭人、晋侯に賂するに師悝、師觸、師蠲、広車、軘車淳十五乗、甲兵備はる、凡そ兵車百乗、歌鐘二肆、及び其の鎛、磬、女楽二八を以てす」（襄公十一年）とあるように、三人の楽師と広車（鄭玄によれば攻敵車）と軘車（服虔によれば屯守車）十五対（三十乗）、武装完備の兵車計百乗、さらに楽器の歌鐘二列とそれにつりあう鎛と磬、そして女楽一六人を賂としたのである。これは贈るのは事後となったが、攻撃を中止してもらうことへの賂であろう。さらに楽師が贈られているもう一つの例は11（襄公十五年・前五五八年）である。これも同じく鄭の例であるが、鄭で乱を起こして宋に逃げているものの引き渡しを求めて、「賂を宋に納むるに、馬四十乗と師茷、師慧とを以てす」（襄公十五年）と馬四十乗（杜預によれば百六十匹）とともに二人の楽師を賂としており、さらにこの後には公孫黒が質となったのである。宋はこれによって逃げて来ていた四人のうち三人を戻した[29]。

10（襄公十一年）では他のものとともに「女楽」が贈られていたが、この女楽を含む「技能者」が賂となる場合もあった。20（昭公二八年・前五一四年）の事例では、梗陽の邑人が訴訟にあたり有利な判決を得ようと「其の大宗、賂するに女楽を以てし、魏子将に之を受けんとす。」（昭公二八年）とあるように、訴訟者の本家が魏献子に女楽を賂として贈り、魏献子がこれを受けようとしている。結果的には同年の記事によれば魏献子は諫められて受け取りをやめるが、この賂の目的は有利な判決を得ようとするものであった。さらに事例7（成公二年・前五八九年）では、楚に攻撃された魯が「孟孫往かんことを請ひ、之に賂せしむるに執斲、執鍼、織紝皆百人を

以てし、公衡質と為り、以て盟を請ふ」（成公二年）と、賂として執斲（木工）、執鍼（縫工）、織紝（織工）それぞれ百人を贈り、公衡が質となり、盟を請うた。この賂は楚の攻撃を中止してもらい、盟を結ぶことを目的としたものであり、それは実現した。

また18（昭公一四年・前五二八年）のように技能者ではない人物が賂とされる場合もあった。ここでは晋の大夫邢公と雍子が土地の境界をめぐって争い、非は雍子にあったものの雍子は娘を審判役の叔魚に差出し、それによって叔魚は邢公に罪ありとした。この雍子の行いを叔向は「雍子自ら其の罪を知るも、賂して以て直を買ふ」（昭公一四年）と「賂」と表現している。これはいうまでも無く、自らに有利な判決を求めるものであった。

また事例9（襄公二年・前五七一年）では、莱が侵攻してきた斉の霊公に従っていた夙沙衛に「莱人、正輿子をして夙沙衛に賂するに索せし馬牛皆百匹を以てし、斉師乃ち還る。」（襄公二年）と、選りすぐりの馬牛各百頭を賂とし、賂を受けた夙沙衛の撤兵の進言に従って斉侯は引き上げた。この賂は莱からすれば侵攻を中止させるためのものである。

さらに、卿の身分を約束するという賂も二例存在する。すなわち4（僖公三十年・前六三〇年）と22（哀公二七年・前四六八年）である。4は、自らの衛への帰国を実現しようと衛国内での協力者を求めた成公が「衛侯周歁、冶廛に賂せしめて曰く、苟しくも能く我を納るれば、吾爾をして卿と為さん、と」（僖公三十年）と二人の大夫に卿の身分を賂としたのである。結果、成公は衛に帰国している。

また22では晋の攻撃を受けた鄭が捕虜とした晋の鄾魁堨に「之に賂するに知政を以てす」（哀公二七年）と知政（楊伯峻によれば卿の身分）を賂として投降を勧めた。しかし結果としてこの誘いは拒否され、鄾魁堨は鄭によって殺害された。

以上、賂の内容が明らかな二十二例について、検討してきた。その結果にもとづき、節を改めて、『左伝』に見える賂というシステムの検討を続けよう。

四　賂の考察（2）―目的と贈与品との関係―

前節での考察から、同じ「賂」という言葉でも、細かに見れば実はかなり広い範囲の事例が含まれることが明らかになった。

まず、二十二の事例を見ると、他国へ行なわれた賂

（外交的意味を持つものが多い）と、自国内で贈られた賂があったことがわかる。上記の二十二例をこの枠組みで整理すると、以下のように分類できよう。

他国への賂：事例1・2・3・5・6・7・8・9・10・11・13・14・16・17・19・21・22

自国内での賂：事例4・12・15・18・20

賂すなわち贈与という社会システムは、始めにも記したように、人と人、集団と集団とを結びつける機能を有していたが、春秋時代の賂が特に大きな意味を持ったのは『左伝』を見る限り外交の手段としてであった。すなわち右の分類によれば、他国への賂の場合である。そのため、まず「他国への賂」の考察からはじめよう。

前節での概観をあらためて整理する形で、贈る側の意図（要求）と贈られた「もの」を見てみよう。

・新君即位と自らが相となることの承認：他国の宗器（事例1）
・自らが君になるため帰国することの援助：城（邑）（事例2）
・包囲を解くようにという仲介：自国の土地（事例3）
・新君の承認：自国の土地（事例5）
・降伏一歩手前に追い込まれたところでの攻撃の中止：他国の宗器と土地（事例6）
・攻撃の中止：技能者、このほかに質として公子（事例7）、馬牛（事例9）、楽師・各種兵車・楽器、女性の楽人（事例10）、玉器、このほかに燕姫（事例16）、他国の宗器（事例19）、土地（事例21）
・攻撃の中止と拘留中の君の帰国：宗器（事例8）
・犯罪者の引渡し：馬と楽師（事例11）
・降伏：相手の侯に宗器と楽器、このほかに自国の君の殺害・男女の俘虜（事例13）、宗器、さらに侯自身が喪服を着て社を持ち、加えて男女の衆（俘虜）（事例14）
・亡命中の公子を帰国させ、新君として承認：土地（事例17）
・捕らえた敵の士に投降を勧める：卿の身分（事例22）

ここで全体を見たときに、まず事例22が他の事例とはやや異質であることを押さえておくことが必要であろう。

なぜなら22では、賂の受け手は捕虜となった相手国の士（杜注による）であり、その人間を通して相手国の権力者に贈る側の意図を伝えられるような地位の人間ではない。しかも賂の目的がその捕虜に降伏を勧めるという、捕虜個人を相手としての交渉と言えるからである。その上で、22を除いて他の事例を見たときに、ここで注目すべきは賂を贈り合っている春秋諸国のいわば「共同体」としての性格である。そういえる鍵は、賂の目的として各記事が記す内容が「承認」「援助」「仲介」「攻撃の中止」「君（公子）の帰国要請」「犯罪者の引渡し」といった語で表現できることにある。賂という贈与行為は人と人、集団どおしを結びつけるという普遍的な性質を有するものであるが、ここに見える賂の目的は、斉の桓公が召集した葵丘の盟の取り決め事項を思い起こさせる。

『孟子』告子下に見える葵丘の会の盟辞は、「初命に曰く、不孝を誅し、樹子を易ふる無からん。妾を以て妻と為すこと無からん。再命に曰く、賢を尊び、才を育ひ、以て有徳を彰はさん。三命に曰く、老を敬ひ、幼を慈み、賓旅を忘るる無からん。四命に曰く、士に世官無く、官事に摂ぬる無からん。士を取るには必ず得、専ひままに大夫を殺すこと無からん。五命に曰く、防を曲げる無く、糴を遏める無く、封有りて告げざること無からん。」と、「不孝を罰し、太子や夫人をみだりに代えない」から始まる、それぞれの国が共通に守るべき五つの方針が決められている。そしてこれらの方針は単に各国内に限定されるものではなく、「賓旅」「防（堤防）」「糴」などから他国の存在を前提としていることが明確である。「凡そ我が同盟の人、既に盟するの後、言に帰に好くせん。」と結ばれるこの葵丘の盟に見えるのは、共通の方針を有し、相互に配慮し合い、相互の便を図る共同体の姿である。賂の目的の多くがここでの相互承認・援助の方針に沿ったものであることは重要である。すなわち、前述の『左伝』の賂の記事は、春秋時代の国々が一つの共同体として相互保全の意識を保ち、その前提の上に賂が行なわれていたことをあらためて示しているように思われる。すなわち、他国への賂の前提には、春秋当時の諸侯国が互いの国を同質のものとして認め合う共同体意識をあらためて確認しなければならない[30]。こうした当時の国どおしの意識については、高木智見氏[31]や江村知朗氏[32]の研究ですでに詳細に明らかにされており、こうした状況を以前拙稿でも「諸侯共同体」と表現したことがある[33]。こうした状況においては、互いに自国の保全を他国に対して求

める共同体意識が存在していたのである。

それを前提として、賂の目的と贈られた「もの」とには何か原則があるのかの検討に移ろう。

まず最も国の存続が脅かされ、完全降伏を願わざるを得ない状況になっているのが、事例13・14であり、ここで差し出されているもので両者に共通なのは、賂としての宗器と、男女の俘虜である。さらに事例13では賂として楽器が加わり、14では侯自身が喪服を着、社を持ち勝者の前に臨んでいる。すなわち、国にとって最も危機的な場面の賂が宗器である[34]。

降伏とは言うまでもなく、相手の意思によって国の存続が、許されるかあるいは断たれるか、その決定を相手に委ねることである。そのときに何故賂として宗器が贈られるのであろうか。それに関して、先の賂について考察した拙稿では、宗廟祭器の賂の原則を考えるべく、どの祖先の宗廟の祭器かが唯一明らかな、本稿での事例8の鄭の襄鍾（襄公廟の鐘）を手掛りに考察を行なった。そこで見出されたのは、賂として贈られる宗器はその時の君（現君）と類似が確認され、現君の役割・立場を意味あらしめている特定の祖先の廟の祭器であるという原則の見通しであった。そして、その原則の背後には、春秋時代には祖先の個性が明確に認識されており[35]、それを前提にE・カッシラアやC・ギアーツの理論を参考にすれば、春秋時代では諸侯の治世の節目節目にそのときの諸侯の立場や役割りの「型」としてふさわしい祖先が現前してその祖先と共在することによって侯はそのときにふさわしい立場・役割を獲得し（たとえば、始祖と共在することによって「新君」となる）、あるいは賂の場合にはそれぞれの祖先を象徴するものがその祖先として、あるいはその祖先を型とする現君として賂とされたのではないか、と考えた[36]。従って、本稿での事例8の、鄭が晋に抑留されている成公を戻してもらうために、成公の父であるばかりでなく、兄からの侯位継承という共通点を持つ襄公の宗器の鐘（この鐘は単なる物体ではなく、襄公そのものであるとともに成公でもある）が賂として晋へ贈られ、一方本稿での事例13・14のような降伏儀礼で贈られる宗器は、斉や陳の歴代諸侯を「公」たらしめる「型板」である始祖の祭器だったのではないか、それを差し出すことは支配権そのものの委譲の意味をもつものであったと考察した[37]。しかしこの拙稿では、宗器の賂の実質的内容の考察に留まり、そこで賂として贈られている祖先あるいはそれに象徴されている現君が、贈られ

た国にとっていかなる意味を持つものと理解されていたのか、というところまでは触れることができなかった。

今本稿であらためてこの問題を考えるにあたり、『左伝』に見える他の降伏の場面の記事が参考になる。『左伝』には先に記した襄公二五年の斉と陳の二例以外に、四件の降伏の場面が見られる。まず僖公六年の許の楚への降伏では、「許男面縛し、璧を銜へ、大夫衰絰し、士櫬を輿す。」[38]、宣公十二年の鄭の楚への降伏では「鄭伯肉袒して羊を牽き、以て逆ふ。」、昭公四年の頼の楚への降伏では「頼子面縛して璧を銜へ、士袒し、櫬を輿して之に従ふ。」、昭公三十年の徐の呉への降伏では「徐子章禹其の髪を断ち、其の夫人を攜へ以て呉子を逆ふ。」と、いずれも事例14の陳侯同様、君が特異な姿で勝者と対面している。

こうした国君の特異な姿での降伏について、以前拙稿で「死を受け入れる意志の表示」と解したが[39]、晁福林氏は、面縛（胸の前で両手を縛る[40]）して璧を口にくわえた姿で楚に降伏した僖公六年の許男と昭公四年の頼子を、特殊な「委質」の姿と捉えられた[41]。この国君の特異な降伏の姿の意味を考察するために中国史の範疇から離れることが許されるならば、M・モースとH・ユベールの説く「供犠 sacrifice」の概念が極めて大きな示唆を示しているように思われる[42]。

モースとユベールは、供犠という儀礼のメカニズムを、ヒンドゥー教を典型とし、それをヘブライ・ギリシャ・ローマ・アッシリアなどの資料で補いながら検討しており、古代中国を直接の検討対象とはしていないが、その理論は「賂」さらに小倉氏によってそれとともに為されることが多いと指摘された「質」「盟」という用語の奥に広がる、隠れて見えにくい意味について、極めて大きな示唆を含んでいるように思われる。その主張をまとめるなら、まずすべての供犠には自己犠牲が含まれるが、そこには一部お返しをもらうことが意図されている、とする。すなわち供犠には功利的行為と義務遂行という二面性があるのである。そのため両氏に拠れば、何ほどかの契約的なものを持たない供犠は存在しない。さらにあらゆる供犠に含まれる自己放棄の行為は、個人の意識に対して集合的力の存在を想起させ、同時に失われた均衡回復の手段を見出させる。つまり、償いによって、罪の結果である社会的不名誉から自己を回復し共同体に復帰する、というのである[43]。

このモースらの研究によって眼前に広げられた供犠と

いう概念に即して考えるなら、上述の特異な姿で降伏儀礼に臨んでいる国君は、まさに「供犠」であり、面縛、衰絰（喪服）や櫬（棺）で連想される「死」（モースらによる「自己犠牲」）、さらに璧という贄を加えたり羊を牽いたりというかたちでの「質」（晁福林氏は、これは勝利者に対して質を受けて臣とする寛大な処置を願っていると解する。すなわちモースによる「功利的行為」の側面）、そして小倉氏が、賂と質とともになされるのが本質をされる「盟」（モースらによる「契約」）と、すべてが含まれるのである。

すなわち宗廟の祭器が賂とされている降伏の場とは、「供犠」としての性質を持つ国君が宗廟祭器に依り憑く始祖たる賂をともなって勝者に対している場であった。この賂をともなう降伏は敗者側にとっては完全な自己犠牲[44]であり、先のモースらの主張からも、また二節で見た贈与行為が持つ受け手への心理的強制からしても、勝者による「お返し」すなわち赦しが背後には予測（期待）されており、一方勝者（賂の受け手）にとってはモースらが説くところに従えばそれによって降伏した国を赦すという「お返し」を与えることによって[45]、当時の諸侯共同体の維持が可能となるのである。すなわち春秋時代の宗器の賂を伴う降伏儀礼は、まさに当時の諸侯共同体維持の回路として贈り手・受け手双方に不可欠なシステムとして機能したのである。

降伏時の賂にこのような見通しが得られたことから、他国へ贈られるそれ以外の賂も、当然同じ「国の相互維持」という土俵の上でなされたことが予想されてくる。

この節の始めに「他国への賂」として分類した十六件（事例22は先に述べた理由により除く）をみると、既に考察した事例13・14を除く十四件も、大きく見れば、新君の承認や攻撃の中止など、「共同体の一員たることの維持」や「自国の存続」を目的としている。これらの事例で賂として提供されているものを見れば、宗器（事例8）、他国の宗器（事例6・19）、土地（事例3・5・6・17・21）、技能者（事例7・10）、楽師（事例10・11）、楽器（事例10）、馬や牛（事例9・11）、兵器や兵車（事例10）、玉器（事例16）となる。こうしたものは、当時の社会にあってどのような意味・価値をもっていたのであろうかが、次の考察課題となる。

先秦時代、とりわけ春秋時代の財貨・財産の内容を、「室」という語を手掛りに詳細に論じられたのは小野澤精一氏であった。氏は詳細な検討の結論として、「室」

という春秋時代の財産の中身は、官位と土地という「封建」的財産が根幹であって、二次的なものとして財貨（主要なものは玉・帛・器用と呼ばれる礼器や武器・車馬）があり、その財貨さえ祀戎の大事に連なる祭器礼器と武器が主力であったとされ、この時代における「封建」にもとづく価値が社会において大きかったことを指摘されている[46]。氏の言われる、財貨における「封建」的色彩の強力さは、見方を換えるなら、先に指摘したこの時代の「諸侯共同体」意識の強固な存在を裏付けるものである。

小野澤氏は出奔・朝覲・聘礼など当時の社会のさまざまな場合から財貨を検討されているが、特に氏も挙げておられる封建時の賜与品に注目したい[47]。『左伝』定公四年の条には、魯・衛・晋に初封の際に与えられたものが記されている。それに拠れば、魯の伯禽を少皞の虚（杜預によれば曲阜）に封ずるにあたり、大路（車）・大旂（旗）・夏后氏の璜（玉）・封父の繁弱（弓）・殷民六族、さらに土田附庸と祝・宗・卜・史の祭祀関係の職人、備品・典籍・役人・彝器が分賜された。またそこには既に先住の商奄の民もおり、魯の支配下に入ることとなった。衛の康叔を殷虚（杜預によれば朝歌）に封ずるには、大路（車）・少帛と綪茷と旃旌（いずれも旗）・大呂（鐘）・殷民七族、さらに武父以南から圃田の北界までの土地を分賜された。さらに晋の唐叔を夏虚（杜預によれば太原）に封ずるに、大路（車）・密須の鼓・闕鞏（の甲[48]）・沽洗（杜預は鐘）・懐姓の九族・職官五正（杜預は五官の長）が分賜されている。

この記事に関して小野澤氏は、諸侯封建の実質的重点は人間と土地を与える「授民」と「授土」であり、その他の武器礼器は象徴的意味を担うものであった、とされるが[49]、ここに見える封建の際の周王からの分賜品はすなわち国を構成する基本的なものであったはずである。そしてその中身は土地・民、さらに車や旗を含む武器、楽器を含む礼器、さらに祭祀の担当者を含む諸官の人間であった。そしてこれらの物品と、この節の始めに他国への賂の目的と対応させて記した「もの」がまさに重なっていることに注目すべきであろう。すなわち、春秋時代の対外的賂とは、本来は、贈る側は国の基本をなす土地・民・武器や祭器のいずれか、あるいは降伏の時にはすべてを差し出して[50]、自国の諸侯共同体の中での存続を願い、その願いが聞き届けられることを前提として行なうものだったのではなかろうか。

もちろん実際の『左伝』の記事を見れば、贈る側・贈られる側の共同体としての無私の一体感は磐石なものではなくなっていることは見て取ることができる。たとえば事例2では晋の夷吾が自らの帰国を援助するよう秦の穆公に出すことを約束した賂は遂に贈られなかった。さらに事例6では、晋の攻撃の前に窮地に陥った斉侯が賂を贈り、「不可ならば、則ち客の為す所に聴かん（賂を受け取ってもらえなければ、晋の言うがままにするしかない）」（成公二年）と言っているように、賂というシステムによる謝罪・要求が自国の保全を保証するものとして双方の相互信頼の上で完全に機能していた状態が揺らぎ始めている。これは大きな時代の変化を示すものであろう。

ここまで諸侯共同体を大前提として外交の場で機能してきた対外的な賂を見てきたが、では一国内で君と大夫間、さらには大夫間で行なわれた賂は、その性格をどのように見るべきであろうか。

この節の始めに記した「自国内での賂」五例に目を転じて、贈る目的とそこで贈られた（提示された）ものを見てみよう。

・公の帰国への内部での援助：卿の身分（事例4）
・内乱に参加させず、味方への取り込み：邑（事例12）
・政務への協力要請（大夫間での自己側への取り込み）：邑（事例15）
・自己に有利な判定の獲得：自己の娘（事例18）、女の楽人（事例20）

これらの事例を先の外交的意味を持つ対他国の賂の事例と比較してまず気がつくのは、事例4・18・20では、賂を贈ることによって求められている目的、さらに贈られた賂自体がともに「国」ではなく「個人」に帰していることである。すなわち贈る側は自己の利益を求め、贈られる側も賂を自己のものとすることで個人的利益を得ているのである。事例12・15も他の三例に比べれば個人的問題ではなく一国内の政治に関わるものであるが、賂としての邑は贈られた大夫個人に帰している点に注目しなければならない[51]。すなわち、外交の場で展開される賂に比べ、目的も贈られた財の帰着先も、ともに個人的なものとなっている、つまり今日の我々の考える賄賂に近いものとなっているのである。

贈与が賄賂に陥らず、古き良き慣習としてどのような場合に許されるかは、イスラーム社会においても大きな問題であったことは加藤氏の研究で明らかであるが、とくにこの問題に関して注目されるのは、十四世紀のイスラーム社会において、権力をもった人々に対する贈物は国庫に引き渡されるべきで、受領者たちの私的財産となるべきではないという意見が大多数の法学者や裁判官に見られることである。加藤氏はこうした意見の背景を、贈与がたとえ賄賂として現象化されることがあっても、贈られた財が個人の私的財産になるのではなく、国庫、つまりムスリム共同体の使用に帰せられるのであれば、それが賄賂であっても賄賂の本来の意味をなし得なかったはずだから、と考察されている[52]。これを参考にするならば、『左伝』に同じく「賂」と表現されている行為にも、外交の場と国内の個人間の場とでは、贈られている「もの」は共通でありながら、贈られた「もの」による利益を享受する者が、国か個人かという相違が認められることに注目すべきであろう。さらに、国内の賂と分類したこの五例の時代は僖公三十年（前六三〇年）・襄公二三年（前五五〇年）・襄公三十年（前五四三年）・昭公十四年（前五二八年）・昭公二八年（前五一四年）と比較的春秋後半が多いが、全体としてみれば、こうした個人が主体の賂は春秋後半に多く見られるようになるとは一概に言えない。本稿では贈られたものが明らかな場合のみに考察を絞ったために『左伝』中の「賂」のすべての記事に触れることはできなかったが、晋の驪姫が自分の息子を太子にしようと二人の大夫に賂して、大子申生をはじめとする他の公子を都から遠ざけるよう時の献公に進言させたという有名な例（荘公二八年・前六六六年）をはじめ、一国内の個人間で行なわれた賂の例もまた、春秋時代の早い時期から行なわれていたのである。

五　結びに代えて

本稿は、始めにも記したように、春秋時代の外交、さらには個人間においても不断に行われ、多くの場合それによって「贈る側の意図の実現」という機能を果たしていたこの「賂」という行為が、なぜこの時代に有効に機能できたのかという問題を、贈る側と受け取る側の心理、さらにそこで贈られている「もの」を含めたシステムとして考えようとするものであった。ここまでの考察から、この設定した問題についてどのような見通しが得られたのか、まとめてみたい。

いまここで問題としている賂も含めた贈与という行為が人と人、集団と集団をつなぐ機能を有していたことは時代や地域を問わず普遍的であるが、春秋時代の中国においても「賂」は存在していた。ただ、春秋時代の賂には、同じく「賂」と表現されながら、後世の賄賂とみなされる「賂」のほかに、「諸侯共同体」を構成していた国々間に国の存続を脅かす危険やトラブルが出来した時に、国を存続させ、ひいては「諸侯共同体」自体を維持するために贈る側・受ける側双方に必要なシステムとしての「賂」という、いわば二種類の「賂」が存在し機能していたことに注目しなければならない。それゆえに、春秋時代までの諸国にとって、賂という国家間のシステムは、自国と諸侯共同体という世界の維持のために、道徳的批評とは次元を異にして必要不可欠なものであったのである。小倉氏が、『左伝』が対象としている春秋時代の「賂」自体は、道徳批評以前の慣行、と書いておられるのは[33]、まさにこうした点をとらえられたものであろう。

賂が贈与行為であれば、それが個人間において行なわれることも至極当然のことである。個人間の何かを期待しての贈与では、賂を贈ったことによる利益、受けた「もの」の利益が個人に帰することが普通であり、こうした場合には同じ「賂」と表現されていても社会維持システムとしての賂とは別のもの、すなわち今日の概念でいう賄賂と考えなければならない。

見てきたように、当時の社会維持システムとしての賂も、今日言うところの賄賂も、ともに贈与の意味で区別なく「賂」と表現されているこの古代的状況こそが、「社会の維持システムとしての賂」という春秋的行為を「贈与」という原点に戻って考える際の鍵であるように思われる。

二節で見たように、贈与という行為はそれにともなって贈られた側に心理的強制、つまり「お返し」という心理が強制的に働くものである。個人間での贈与が賄賂となりうるのも、この「お返し」の心理的強制が受け手にあればこそである。国を存続させ、「諸侯共同体」を維持するシステムとしての賂の場合、この「お返し」こそが、「降伏の受け入れ」であったり、「攻撃の中止」であったり、さらには「新君の承認」といった形となった。個人間での賂も外交の場での賂でも、「お返し」の強制がともにその根底に共通に存在していたのである。ただ、後者の場合、その「お返し」を促したものこそが、実は

祖先であったのではないか。これが個人間での贈与と異なる、この時代こその特性と思われるが、それは降伏儀礼の記事で顕著である。

昭公四年に頼が楚に降伏したとき、頼子が両手を前で縛り、口に璧をくわえ、士が肩脱ぎをして棺を担いで従うという姿で楚の霊王に対面した際、「成王許に克ちしに、許の僖公是の如し。王親しく其の縛を釈き、其の璧を受け、其の櫬を焚く、と。王之に従ふ。」とあるように、霊王は大夫椒挙の言に従い、祖先の成王にならってこれを許している。当時祖先に倣うことが行為に意味を持たせ、行為を有効化することであったことは以前に拙稿でも指摘したが[54]、さらに鄭の楚に対する降伏の場では、鄭伯は「若し前の好を恵顧し、福を厲・宣・桓・武に徼（もと）むれば、其の社稷を泯（ほろぼ）さず、改めて君に事へしめ、九県に夷しからしむるは君の恵なり、孤の願いなれど、敢て望む所に非ざるり。」（宣公十二年）と、鄭の祖である周の厲王・宣王・鄭の桓公・武公のために福を求めるならば国を存続させてほしい、と言っていることも、まさに当時の国が現世の人間だけではなく祖先神とともに構成されていたという高木智見氏の論を改めて思い起こさせる[55]。当時の国がこのように祖先と現世の人間から構成され、祖先に倣うことで君の行為が有効化されていたのであれば、賂を贈ってきた他国の要求を聞き入れること（すなわち賂に対する「お返し」）の裏には、これまで国の存続をつなぎ、高木氏の「神・人共同体」の考えに従えば現在も国の一員である祖先の存在を意識せざるを得なかったであろう。すなわち、祖先は国の存続・諸侯共同体の維持に資する「赦し」・「要求の聞き入れ」という「お返し」を、時の諸侯に促す強制力として機能したのであろう。

そして、社会の維持システムとしての「賂」の大きな構成要素であり、お返しの強制を促した祖先が、盟や聘礼など現実の政治・外交的場から消えて行くにつれ、春秋という時代を特色付けた「諸侯共同体」も消滅していく。さらにそれはその共同体を前提として機能していた「社会の維持システムとしての賂」の消滅につながるものであった。そして反面、賂と記録される贈与行為は賄賂的色彩を強めていったものと思われる。イスラム社会では十四世紀ごろから、贈られた財が国家（ムスリム共同体）に帰するのか、個人に帰するのかがその贈与が許されるのか否かの新しい道徳基準として出て来たことは先に見たが、ものを贈られた側は「お返し」をすること

によって心理的負債から解放されて対等の立場を獲得する。そのお返しによってもたらされる利益の享受者が「国」「共同体」「祖先」から「個人」に変わる時、それまで道徳規範と無縁で社会の連結・維持システムとして機能してきた賂という贈与行為は、新たな道徳という批判的視線に晒されることになったように思われる。

注

（1）賂とは『説文』に「賂とは遺なり」とある。さらに『左伝』荘公二八年の条に「之を責むるに王命を以てし、賂を取りて還る」とあるごとく、贈られる物品自体が「賂」と呼ばれることもある。

（2）小倉芳彦「『左伝』における賂について」（『中国古代政治思想研究―『左伝』研究ノート』青木書店、一九七〇年。のち『小倉芳彦著作選Ⅲ　春秋左氏伝研究』論創社、二〇〇三年、に再録。）

（3）小倉芳彦「中国古代の質―その機能の変化を中心として―」（『中国古代政治思想研究―『左伝』研究ノート』青木書店、一九七〇年。のち『小倉芳彦著作選Ⅲ　春秋左氏伝研究』論創社、二〇〇三年、に再録。）

（4）注（2）論文で小倉氏は、賂の使用目的や、文献上「賂」とほぼ同義に使用されている「貨」について明らかにされ、さらに「賂」に対する批判記事は『左伝』の重層的成立事情の反映であることを指摘された。さらに小倉氏は、注（3）論文で質が、春秋中期までと戦国の「質」とでは、儀礼的意味から戦略的色彩へ、さらに戦国では臣下の服従を強制し確保するための手段をも含むと、その果たす機能に変化が起こったことを指摘されている。（小倉「中国古代の質―その機能の変化を中心として―」一一七～一一八頁。）

（5）齋藤道子「祖先と時間―宗廟・祭器に込められた春秋時代の時間観念―」（『東海大学紀要文学部』七七輯、二〇〇二年）

（6）阿部謹也「ヨーロッパ中近世における身分差別―宗教と世俗の間」（同氏著『ヨーロッパ中世の宇宙観』講談社学術文庫、一九九一年）一五三頁。

（7）阿部謹也　注（6）論文、一五四頁。

（8）加藤哲実「贈与と賄賂―イスラーム社会における習俗と法―」（『明治大学　法律論叢』六七巻二・三号、一九九五年）三六〇頁。

（9）M・モース著、吉田禎吾・江川純一訳『贈与論』（ちくま学芸文庫、二〇〇九年）一二頁。

（10）佐原康夫『漢代都市機構の研究』（汲古書院、二〇〇二年）五四六頁。さらにイスラーム世界に関して加藤哲実氏も、贈り物を受けた人はそれへのお返しをするべく心理的強制を受ける、と指摘され、贈与とは互酬性を伴う有償の行為であったと述べておられる（加藤、注（8）論文、三六〇頁）。

（11）加藤哲実　注（8）論文、三六〇頁。

（12）例えば「楚の公子申右司馬と為り、多く小国の賂を受

け、以て子重、子辛に偪る。楚人之を殺す。」（『左伝』襄公二年）のように「賂」字が使われている場合でも、贈る側が何らかの目的をもって贈っているのかが必ずしも文章上からは明確でないものもあるが、例外的といってよい。

（13）『左伝』はその成立に関して多くの問題を有する書物ではあるが、小倉氏が『左伝』の記事をその成立時期・内容によって三分類されて、「Ⅰ」に区分された部分は何らかの根拠ある史伝にもとづいたものとされているように、春秋時代の歴史事実を伝えるものとして利用可能と考える。（小倉芳彦「『左伝』における覇と徳―「徳」概念の形成と展開―」『中国古代政治思想研究―『左伝』研究ノート』青木書店、一九七〇年、七五頁。本稿は、のち『小倉芳彦著作選Ⅲ　春秋左氏伝研究』論創社、二〇〇三年、に再録。）

（14）五九例の中には、宋の華父督による複数国への賂（桓公二年）や、晋の夷吾による秦への賂（僖公九・十年）など、同一案件のものも含まれている。

（15）賂としての「もの」が記されている記事は二四例あるが、このうち荘公十四年の「官職」と昭公二六年の「天下」は、それぞれ仮定もしくは例として挙げられており、実際に起こった事例ではないので、ここではこの二例は考察の対象としては数えていない。

（16）小倉芳彦　注（3）論文、九六頁。

（17）「卿の身分」は表の事例4（僖公三十年）・事例22（哀公二七年）。「当事者の娘」は事例18（昭公一四年）。

（18）以下本稿で事例に関して数字のみを挙げる場合には、表の事例の番号を示す。

（19）この13の場合、原文は「晋侯に賂するに宗器、楽器を以てす。」であり、この文に杜預は「宗器、祭祀の器なり。楽器、鐘磬の属なり。」と注しており、ここに見える楽器が宗廟の祭器か否かは判定しにくい。本稿では8の「襄鐘」（「鄭の襄公廟の鐘」と解する楊伯峻の注に従う）のように明らかに宗廟の祭器と特定されない場合の楽器は「宗廟の祭器」には入れない。

（20）陳槃『春秋大事表列国爵姓及存滅表譔異』冊二、「郜」の条。

（21）陳槃　注（20）書、冊二、「紀」の条。

（22）陳槃　注（20）書、冊七、「甲父」の条。

（23）楊伯峻『春秋左伝注（修訂本）』全四冊（中華書局、一九八一年）。本稿での楊伯峻注はこの書に拠る。

（24）成公九年・十年の『左伝』によれば、鄭では成公の晋への拘留中に公子繻と公子髡頑が即位しているが、これはいずれも晋を刺激して成公を帰国させる策の一環であった。

（25）他国の宗器を賂とするその意味については、以前に拙稿で、自国が捕らえた捕虜を強国に贈ると同様に、自国の宗器のほうが重いとはいえ他国のものであっても宗器を贈ることで自国を相手国の下位において縦の序列を作る機能があったのではないかと論じたことがある。（「春秋時代における統治権と宗廟」伊藤清司先生退官記念論文集編集委員会編『中国の歴史と民俗』第一書房、一九

九一年。二四九～二五〇頁）しかし後述する『左伝』定公四年に見える周による封建の際に、他国の楽器や旧国の弓が与えられていることを考えると、一概にその意味を決めることはできない。

(26) 僖公二八年の宋の場合、宋から賂を受けた斉・秦の楚への働きかけ自体は楚に拒否されているものの、賂自体が斉・秦を味方に引き入れて楚を軍事的に破る晋のもくろみにたって楚がそれを拒否するよう仕向けられていたもので、最終結果は宋の意に叶ったものとなっている。

(27) 田土と邑の関係について小野澤精一氏は、土地は農業生産手段の田（土田）とそれによって経済をまかなわれる支配者の居住区域の邑から成り立ち、田は経済力、邑は武力を担当した。さらに「室」経済の主要構成部分は邑にある、とされる。（「左伝に見える「室」の意味と春秋時代の財産」『日本中国学会報』十集、一九五八年、五一頁）

(28) 『国語』晋語二にもこの話があるが、そこでは秦の穆公に河外の列城五が贈られたほかに、穆公の使いの公子にも黄金四十鎰と白玉の珩六雙が贈られている。

(29) 襄公二九年の記事によれば、宋の司城子罕は鄭からの亡命者四人のうち、司臣は勝れた人物として魯の季武子に託して鄭に返さなかったとある。

(30) 春秋期の国々の同質性と関係性については、小倉氏も、当時の国際関係とは各「国」を代表する「族」と「族」との関係であり、弱国の宗祀存続を重視する原則があった、と指摘されている（小倉、注（3）論文、一一八頁）。

(31) 高木智見氏は「春秋時代の聘礼について」（『東洋史研究』四七巻四号、一九八九年）や「春秋時代の神・人共同体について」（『中国―社会と文化』五号、一九九〇年）など一連の研究において、春秋時代の社会各層共通の性質を「神・人共同体」と捉えられる。

(32) 江村知朗氏は「春秋時代の「国際」秩序について―その原理と始祖伝説―」（『集刊東洋学』八七号、二〇〇二年）で春秋時代の諸国を規定していた原理は、互いの「始祖相互承認の原則」であった、と指摘されている。

(33) 齋藤道子「中国先秦時代の門をめぐる一考察―春秋時代を中心に―」（『東海史学』四八号、二〇一四年）一四六頁。

(34) 小倉氏は、賂として贈られるものでは宗廟の宝器が最も重いと、賂としての「もの」に序列がともなっていたことを指摘されている（小倉、注（3）論文、九六頁）が、ここでの考察からもまさに宗器（宗廟の祭器）が最も危機的な場面において贈られていることが確認される。

(35) 原中国において祖先の個性が明確に認識されていたことは、高木智見氏が『先秦の社会と思想』（創文社、二〇〇一年）の一二八頁で指摘されている。なおこの書では、「原中国」とは、夏・殷・西周・春秋時代を指している。

(36) 齋藤道子　注（5）論文、三一頁。さらに別の拙稿でも、賂となる宗廟祭器を祖先の霊の拠り代、或いは祖先の象徴と述べた（齋藤道子　注（25）論文、二四九頁）。

(37) 齋藤道子　注（5）論文、三三頁。

(38) 『左伝』僖公六年では、許男のこの降伏に対し、楚の

大夫逢伯が殷の微子啓がこの許男と同じ姿で周の武王に降伏した、と述べている。実際に微子啓がこうしたか否かは定かではないが、少なくもこうした姿で降伏するのはかなり昔から行なわれていたのであろう。

(39)　齋藤道子「春秋時代の支配権と時間」（『東海大学紀要文学部』六六輯、一九九六年）八一頁。

(40)　「面縛」を僖公六年の杜注、さらに小倉芳彦氏（『春秋左氏伝　上』岩波文庫、一九八八年、二〇〇頁）も「後ろ手に縛る」と解されているが、「前で縛る」と解する。同年の楊伯峻の注も、殷墟出土の女人俑で、両手を前で縛っているものがあることを挙げている。

(41)　晁福林『先秦社会形態研究』（北京師範大学出版社、二〇〇三年）五九八～五九九頁。氏はここに見える「銜璧」に対する、死者の口に含ませる「含玉」とする楊伯峻注と、この壁を杜注と同じく「贄」とする楊寛氏の説を挙げ、楊寛氏の説を是とし、これは勝利者に対して質を受けて臣とする寛大な処置を願っているものとされる（同書、五九八頁の注①）。さらに氏は、宣公十二年の鄭伯が牽いた羊も贄と解されている（同書、五九九頁）。

(42)　M・モース・H・ユベール、小関藤一郎訳『供犠』（叢書・ウニベルシタス一一九、法政大学出版局、一九八三年）

(43)　モース・ユベール　注（42）書、一〇七～一一〇頁。

(44)　新君を誕生させる型板たる始祖を賂として差し出すことによって支配権そのものの委譲と考えられることは先に述べたとおりであり、これは完全な自己犠牲とみなすことができる。

(45)　襄公二五年の陳を含む特異な姿の国君の五例がすべて赦されていることは、すでに以前の拙稿でも指摘したとおりである。（注（39）論文、八一頁）。

(46)　小野澤精一　注（27）論文、四一・五二頁。

(47)　小野澤精一　注（27）論文、三九頁。

(48)　定公四年の本文にはただ「闕鞏」とだけあるが、楊伯峻はこの闕鞏は国名で昭公十五年に見える「闕鞏の甲」をさすと解している。

(49)　小野澤精一　注（27）論文、五〇頁。

(50)　降伏儀礼の場面の事例14で、喪服をつけて社を懐いた陳侯に対し、鄭は「司徒民を致し、司馬節を致し、司空地を致し、乃ち還る。」（襄公二五年）とあり、陳が民・軍を動かす節・土地と、国の基本要素すべてを鄭に差し出したことが分かる。

(51)　外交の場で行なわれる賂の場合、贈られる側が「（魯）公」（桓公二年）のように国君の場合、あるいは「晋人（この場合は郤克）」（成公二年）のように将など特定の個人が推測される場合が多いが、しかしいずれの場合もこれら賂が彼ら個人に私されるとは考えにくい。ただ事例9の、莱から馬牛各百頭の賂を受けて霊公に撤兵を勧めた斉の夙沙衛の場合は文意からして賂を夙沙衛が私した可能性はある。また同じく他国への賂の事例22の場合は、卿の身分という賂を申し出られたその受け手が捕虜になった個人という点で、他国への賂の事例に含まれるものの、外交的な意味を持つ他の事例とは異なるこ

とはすでに述べたとおりであり、国内での賂の事例に近いといえる。

(52) 加藤哲実　注（8）論文、三七八頁。

(53) 小倉芳彦　注（2）論文、九一頁。

(54) 齋藤道子　注（5）論文。

(55) 高木智見　注（31）「春秋時代の神・人共同体について」。